

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所					修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項				
様式集	45	様式 11-2 号	No. 3			No. 3 施工計画_事前調査, 湧水対策及び盤膨れ対策 ※提案書: A4 版 4 枚以内	No. 3 施工計画_事前調査, 湧水対策及び盤膨れ対策 ※提案書: A4 版 4 枚以内 参考資料: 枚数制限なし, 様式任意	No. 183の質問に対する変更
様式集	46	様式 11-2 号	No. 4			No. 4 施工計画_周辺環境の影響把握とその対策 ウ 上記の提案を踏まえ, 計測施工方法と内容について, 記述すること。 ※提案書: A4 版 6 枚以内	No. 4 施工計画_周辺環境の影響把握とその対策 ※提案書: A4 版 6 枚以内 ウ 上記の提案を踏まえ, 計測施工方法及び影響対策の内容について, 記述すること。 参考資料: 枚数制限なし, 様式任意	No. 184の質問に対する変更
要求水準書	3	1-3	㉔			1-3 用語の定義 ㉔ 「工事監理」とは, 建築士法第2条第8項に規定される業務で, 建築工事において, 工事を設計図書と照合し, それが設計図書のとおり実施されているかいないか確認することをいう。	1-3 用語の定義 ㉔ 「工事監理」とは, 建築士法第2条第8項に規定される業務で, 建築工事において, 工事を設計図書と照合し, それが設計図書のとおり実施されているかいないか確認することをいう。 ㉔ 「不可抗力」とは, 天災(暴風, 洪水, 高潮, 地震, その他の異常天災現象)(要求水準書等, 技術提案書又は設計成果物で基準を定めたもの)にあっては, 当該基準を超えるものに限る。), 人為的(戦争, テロ, 暴動等)等, 通常予見可能な範囲外のものを含む。	No. 220の質問に対する変更
要求水準書	24	3-2				3-2 事前調査 工事請負事業者は, 参考資料及び配布資料に示す既存の調査資料の内容を十分に確認した上で, 設計業務に必要な事前調査を実施すること。 なお, 事前調査の計画及び実施に当たっては, 本市の承諾を必要とする。	3-2 事前調査 工事請負事業者は, 配布資料(参考資料)に示す既存の調査資料の内容を十分に確認した上で, 設計業務に必要な事前調査を実施すること。 なお, 事前調査の計画及び実施に当たっては, 本市の承諾を必要とする。	

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
要求水準書	37	4-3	4-3-3		4-3-3 平面計画 ⑨ 階段の構造は、らせん階段等ではなく、維持管理性を考慮したものとし、階段の有効幅1.2m以上、蹴上げ175cm以下、踏面28cm以上とし、各階の階段寸法は統一すること。	4-3-3 平面計画 ⑨ 階段の構造は、らせん階段等ではなく、維持管理性を考慮したものとし、階段の有効幅1.2m以上、蹴上げ175cm以下、踏面28cm以上とし、各階の階段寸法は統一すること。 <u>また、階段には手すりを設置すること。</u>	
要求水準書	54	4-7	4-7-1		4-7-1 流入管渠の耐震補強 本ポンプ場の流入管渠は、2019年度（令和元年度）に下水道管渠耐震化工事（31-1）において、耐震化が図られている。 <u>添付資料</u> に示す未施工・・・	4-7-1 流入管渠の耐震補強 本ポンプ場の流入管渠は、2019年度（令和元年度）に下水道管渠耐震化工事（31-1）において、耐震化が図られている。 <u>配布資料</u> に示す未施工・・・	
要求水準書	65	5-5	5-5-1		5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務（4）保守点検業務 ② 各設備の日常点検、定期点検及び詳細点検については、維持管理・運営事業者が定める点検計画を基に実施すること。なお、点検計画の策定に当たっては、目視作業、触感作業、測定作業、調整作業、点検清掃作業、記録作業、詳細点検作業等、各作業の内容及び頻度を明確とし、本市の承諾を得た上で実施すること。 ⑫ 土木・建築施設の定期点検及び保守（その他の既設ポンプ場の保守を除く。） <u>を</u>	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務（4）保守点検業務 ② 各設備の日常点検、定期点検及び詳細点検については、維持管理・運営事業者が定める点検計画を基に実施すること。なお、点検計画の策定に当たっては、目視作業、触感作業、測定作業、調整作業、点検清掃作業、記録作業、詳細点検作業等、各作業の内容及び頻度を明確とし、本市の承諾を得た上で実施すること。 <u>また、点検清掃作業に当たっては、流入部、沈砂池、ポンプ井及び吐出井等の施設・設備の点検時に合わせて清掃作業を実施すること。清掃作業によって発生した廃棄物については、水切りを行った上で、別途本市が発注する収集及び運搬が円滑となるように場内運搬を行うこと。</u> ⑫ 土木・建築施設の定期点検及び保守（その他の既設ポンプ場の保守を除く。） <u>を行うこと。</u>	
基本協定書（案）	1	1			（目的） 第1条 基本協定は、本事業に関し、落札者が落札したことを確認し、市と落札者【及び特別目的会社】1との間において、 <u>事契約</u> を締結するに当たって、・・・	（目的） 第1条 基本協定は、本事業に関し、落札者が落札したことを確認し、市と落札者【及び特別目的会社】1との間において、 <u>事業契約</u> を締結するに当たって、・・・	No. 189の質問に対する変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所					修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項				
基本協定書 (案)	4	9	1			(準備行為) 第9条 事業契約を構成する各契約に関し、当該契約の締結前であっても、落札者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら <u>行い</u> 【又は特別目的会社をして行わせる】ことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。	(準備行為) 第9条 事業契約を構成する各契約に関し、当該契約の締結前であっても、落札者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら <u>行う</u> 【又は特別目的会社をして行わせる】ことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。	No. 196の質問に対する変更
基本協定書 (案)	5	10	2			(事業契約の不調) 第10条 2 落札者が事業契約の全部又は一部を締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。	(事業契約の不調) 第10条 2 落札者が事業契約の全部又は一部を締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。 <u>ただし、市の責めに帰すべき事由による場合を除く。</u>	No. 197の質問に対する変更
基本協定書 (案) 別紙 2	1	6				出資者誓約書 新浜ポンプ場改築事業（以下「本事業」という。）について、 <u>福山市</u> （以下「市」という。）・・・ 6 当社らが、本事業に関して知り得た全ての <u>情報</u> について、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。	出資者誓約書 新浜ポンプ場改築事業（以下「本事業」という。）について、 <u>福山市上下水道事業管理者</u> （以下「市」という。）・・・ 6 当社らが、本事業に関して知り得た全ての <u>秘密情報</u> について、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。	No. 207の質問に対する変更
基本契約書 (案)	2	2	1			(定義) 第2条 (14) 「要求水準書」とは、市が本事業の入札公告において公表した新浜ポンプ場改築事業要求水準書（市が2022年（令和4年）1月28日付で公表したもの）及びこれに係る質問に対する回答書をいう。	(定義) 第2条 (14) 「要求水準書」とは、市が本事業の入札公告において公表した新浜ポンプ場改築事業要求水準書（市が2022年（令和4年）1月28日付で公表したもの）及びこれに係る質問に対する回答書をいう。 (15) 「不可抗力」とは、天災（暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常天災現象）（要求水準書等、技術提案書又は設計成果物で基準を定めたもの） <u>にあつては、当該基準を超えるものに限る。</u> ）、人為的（戦争、テロ、暴動等）等、通常予見可能な範囲外のものをいう。	No. 220の質問に対する変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
基本契約書 (案)	4	10	2		<p>(事業契約等の締結) 第10条 2 前項の定めにかかわらず、事業契約の締結前に、①構成員の全部又は一部が次の各号所定のいずれか(以下「デフォルト事由」という。)に該当する場合、又は②2022年(令和4年)1月28日に公表された「新浜ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか、若しくは満たさなくなったときは、市は、事業契約を締結しないことができるものとする。</p> <p>(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。</p> <p>(2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>(3) 自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。</p> <p>(4) 排除措置命令又は納付命令が・・・</p>	<p>(事業契約の締結) 第10条 2 前項の定めにかかわらず、事業契約の締結前に、①構成員の全部又は一部が次の各号所定のいずれか(以下「デフォルト事由」という。)に該当する場合、又は②2022年(令和4年)1月28日に公表された「新浜ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか、若しくは満たさなくなったときは、市は、事業契約を締結しないことができるものとする。</p> <p>(1) 本事業に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。</p> <p>(2) 本事業に関し独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>(3) 本事業に関し自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。</p> <p>(4) 排除措置命令又は納付命令が・・・</p>	No. 217及びNo. 237の質問に対する変更
基本契約書 (案)	7	17			<p>(デフォルト事由に該当した場合の違約金の支払) 第17条 構成員の全部又は一部がデフォルト事由に該当する場合 <u>(ただし、デフォルト事由第1号乃至第4号の場合には本事業の入札手続又は契約に関する場合に限る。)</u>、構成員【及び特別目的会社】は、・・・</p>	<p>(デフォルト事由に該当した場合の違約金の支払) 第17条 構成員の全部又は一部がデフォルト事由に該当する場合、構成員【及び特別目的会社】は、・・・</p>	No. 237の質問に対する変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
基本契約書 (案)	8	18	2		(契約の不調) 第18条 2 構成員【及び特別目的会社】が工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかを締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、構成員【及び特別目的会社】は落札金額（代表企業が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。	(契約の不調) 第18条 2 構成員【及び特別目的会社】が工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかを締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、構成員【及び特別目的会社】は落札金額（代表企業が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。 <u>ただし、市の責めに帰すべき事由による場合を除く。</u>	No. 197の質問に対する変更
基本契約書 (案)	8	20	1		(契約の解除) 第20条 市は、次のいずれかの事由が生じた場合には、基本契約を解除することができる。 (1) 構成員の全部又は一部がデフォルト事由に該当するとき。 <u>ただし、かかるデフォルト事由が本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合において、デフォルト事由に該当する全ての構成員について、市が指定する期間内に、市が承諾する後継企業に対して、当該構成員の本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。</u>	(契約の解除) 第20条 市は、次のいずれかの事由が生じた場合には、基本契約を解除することができる。 (1) 構成員の全部又は一部がデフォルト事由に該当するとき。	No. 237の質問に対する変更
工事請負契約書 (案)	16	37	1		(不可抗力による損害) 第37条 設計成果物及び成果物の引渡し前に、 <u>天災等（要求水準書等、技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）</u> により設計成果物、成果物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。	(不可抗力による損害) 第37条 設計成果物及び成果物の引渡し前に、 <u>不可抗力</u> により設計成果物、成果物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。	No. 220の質問に対する変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
工事請負契約書(案)	24	55	1		<p>(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第55条 受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつては、その構成員を含む。以下本条において同じ。）の全部若しくは一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき、又は2022年（令和4年）1月28日に公表された「新浜ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、発注者は、本工事請負契約を解除できるものとする。ただし、(i)該当する第1号乃至第4号に定める事由が本事業の入札手続及び契約に関するものではない場合において、これらの事由に該当する全ての受注者について、発注者が指定する期間内に、発注者が承諾する後継企業に対して、当該受注者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたとき、及び(ii)受注者の全部若しくは一部が入札参加者の参加資格要件を満たさなくなった場合において、発注者が指定する期間内に、発注者が承諾する入札参加資格要件を満たす後継企業に対して、該当する全ての受注者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。</p> <p>(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。 (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。 (3) 自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。</p>	<p>(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第55条 受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつては、その構成員を含む。以下本条において同じ。）の全部若しくは一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき、又は2022年（令和4年）1月28日に公表された「新浜ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、発注者は、本工事請負契約を解除できるものとする。ただし、受注者の全部若しくは一部が入札参加者の参加資格要件を満たさなくなった場合において、発注者が指定する期間内に、発注者が承諾する入札参加資格要件を満たす後継企業に対して、該当する全ての受注者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。</p> <p>(1) 本事業に関し受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。 (2) 本事業に関し独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。 (3) 本事業に関し自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。</p>	No. 275の質問に対する変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
工事請負契約書（案）	26	61	1		<p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第61条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p>	<p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第61条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。<u>ただし、当該各号に定める場合が本工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰さない事由によるものであるときは、この限りではない。</u></p>	No. 278の質問に対する変更
工事請負契約書（案）	27	62	1		<p>（デフォルト事由時の違約金）</p> <p>第62条 受注者は、受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつてはその構成員を含む。以下第2項において同じ。）の全部又は一部が第55条第1号乃至第5号のいずれかに該当するときは、<u>（ただし、同条第1号乃至第4号の場合には本事業の入札手続に関するときに限る。以下本条において同じ。）</u>は、発注者が・・・</p>	<p>（デフォルト事由時の違約金）</p> <p>第62条 受注者は、受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつてはその構成員を含む。以下第2項において同じ。）の全部又は一部が第55条第1号乃至第5号のいずれかに該当するときは、発注者が・・・</p>	No. 275及びNo. 281の質問に対する変更
維持管理・運營業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	9	22	2		<p>（発注者による業務の是正勧告等）</p> <p>第22条 2 前項に基づき改善その他必要な措置を講じる場合、これにかかる一切の費用は受注者が負担するものとする。ただし、<u>不可抗力（本維持管理・運營業務委託契約の締結後に生じた暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、その他自然災害、又は騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書等において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであつて、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さないものをいう。以下同じ。）</u>による場合には第31条乃至第33条の規定に従うものとする。</p>	<p>（発注者による業務の是正勧告等）</p> <p>第22条 2 前項に基づき改善その他必要な措置を講じる場合、これにかかる一切の費用は受注者が負担するものとする。ただし、不可抗力による場合には第31条乃至第33条の規定に従うものとする。</p>	No. 220及びNo. 313の質問に対する変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
維持管理・ 運營業務委 託契約書 (本ポンプ 場ほか2施 設等) (案)	14	37	1, 2		<p>(引渡し義務) 第37条 受注者は、本維持管理・運營業務委託契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は設備の更新及び経年劣化による修繕を要することなく要求水準未達とならずに運転できる状態にて、発注者に本施設を引き渡さなければならない。このとき受注者が管理していた物品その他の取扱いについては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。</p> <p>2 維持管理・運営期間終了後から1年の間に本施設について、設備の更新及び経年劣化による修繕が必要になった場合、発注者はその選択により、①受注者に受注者の費用による改善等必要な対応を請求し、又は②これによって生じた損害の賠償を受注者に対して請求し、③若しくはその両方を請求することができる。</p>	<p>(引渡し義務) 第37条 受注者は、本維持管理・運營業務委託契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は設備の更新又は修繕を要することなく要求水準未達とならずに運転できる状態にて、発注者に本施設を引き渡さなければならない。このとき受注者が管理していた物品その他の取扱いについては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。</p> <p>2 維持管理・運営期間終了後から1年の間に本施設について、設備の更新又は修繕が必要になった場合、発注者はその選択により、①受注者に受注者の費用による改善等必要な対応を請求し、又は②これによって生じた損害の賠償を受注者に対して請求し、③若しくはその両方を請求することができる。</p>	No. 357の質問に対する変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
維持管理・ 運營業務委 託契約書 (本ポンプ 場ほか2施 設等) (案)	15	39	1		<p>(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第39条 受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつては、その構成員又は構成企業及び協力企業を含む。以下本条において同じ。）の全部又は一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき、又は2022年（令和4年）1月28日に公表された「新浜ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、発注者は、本維持管理・運營業務委託契約を解除できるものとする。ただし、<u>(i) 該当する第1号乃至第4号に定める事由が本事業の入札手続及び契約に関するものではない場合において、これらの事由に該当する全ての受注者について、発注者が指定する期間内に、発注者が承諾する後継企業に対して、当該受注者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたとき、及び(ii) 受注者の全部若しくは一部が入札参加者の参加資格要件を満たさなくなった場合において、発注者が指定する期間内に、発注者が承諾する入札参加資格要件を満たす後継企業に対して該当する全ての受注者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。</u></p> <p>(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。 (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。 (3) 自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。 (4) 排除措置命令又は納付命令が・・・</p>	<p>(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第39条 受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつては、その構成員又は構成企業及び協力企業を含む。以下本条において同じ。）の全部又は一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき、又は2022年（令和4年）1月28日に公表された「新浜ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、発注者は、本維持管理・運營業務委託契約を解除できるものとする。ただし、受注者の全部若しくは一部が入札参加者の参加資格要件を満たさなくなった場合において、発注者が指定する期間内に、発注者が承諾する入札参加資格要件を満たす後継企業に対して該当する全ての受注者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。</p> <p>(1) 本事業に関し受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。 (2) 本事業に関し独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。 (3) 本事業に関し自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。 (4) 排除措置命令又は納付命令が・・・</p>	No. 363の質問に対する変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所					修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項				
維持管理・ 運營業務委 託契約書 (本ポンプ 場ほか2施 設等) (案)	16	39	2			(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第39条 2 受注者は、受注者の全部又は一部が前項第1号 乃至第5号のいずれかに該当するとき <u>(ただし、前 項 第1号乃至第4号の場合には本事業の入札手続 及び契約に関するときに限る。以下本条において同 じ。)</u> は、発注者が・・・	(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第39条 2 受注者は、受注者の全部又は一部が前項第1号 乃至第5号のいずれかに該当するときは、発注者 が・・・	No. 363の質 問に対する 変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
維持管理・ 運營業務委 託契約書 (その他の 既設ポンプ 場等) (案)	13	39	1		<p>(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第39条 受注者（共同企業体【又は特別目的会社】 にあつては、その構成員【又は構成企業及び協力企 業】を含む。以下本条において同じ。）の全部又は 一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき、又 は2022年（令和4年）1月28日に公表された「新浜 ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体とし て本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の 参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさな くなったときは、発注者は、本維持管理・運營業務 委託契約を解除できるものとする。ただし、<u>(i)該 当する第1号乃至第4号に定める事由が本事業の入 札手続及び契約に関するものではない場合におい て、これらの事由に該当する全ての受注者につい て、発注者が指定する期間内に、発注者が承諾する 後継企業に対して、当該受注者の本事業に関連する 契約上の地位を承継させたとき、及び(ii)受注者の 全部若しくは一部が入札参加資格要件を満たさな くなった場合において、発注者が指定する期間内に、 発注者が承諾する入札参加者の参加資格要件を満た す後継企業に対して該当する全ての受注者の本事業 に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。</u></p> <p>(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確 保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占 禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令 （以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排 除措置命令が確定したとき。 (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命 令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付 命令が確定したとき。 (3) 自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法 （明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198 条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1 項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられたと き。 (4) 排除措置命令又は納付命令が・・・</p>	<p>(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第39条 受注者（共同企業体【又は特別目的会社】 にあつては、その構成員【又は構成企業及び協力企 業】を含む。以下本条において同じ。）の全部又は 一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき、又 は2022年（令和4年）1月28日に公表された「新浜 ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体とし て本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の 参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさな くなったときは、発注者は、本維持管理・運營業務 委託契約を解除できるものとする。ただし、受注者 の全部若しくは一部が入札参加資格要件を満たさな くなった場合において、発注者が指定する期間内 に、発注者が承諾する入札参加者の参加資格要件を 満たす後継企業に対して該当する全ての受注者の本 事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除 く。</p> <p>(1) 本事業に関し受注者が私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54 号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定す る排除措置命令（以下「排除措置命令」という。） を受け、当該排除措置命令が確定したとき。 (2) 本事業に関し独占禁止法第62条第1項に規 定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受 け、当該納付命令が確定したとき。 (3) 本事業に関し自ら又はその役員若しくは使 用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若 しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しく は第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処 せられたとき。 (4) 排除措置命令又は納付命令が・・・</p>	No. 411の質 問に対する 変更

新浜ポンプ場改築事業 各資料に係る正誤表

資料	該当箇所					修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項				
維持管理・ 運營業務委 託契約書 (その他の 既設ポンプ 場等) (案)	14	39	2			(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第39条 2 受注者は、受注者の全部又は一部が前項第1号 乃至第5号のいずれかに該当するとき <u>(ただし、前 項第1号乃至第4号の場合には本事業の入札手続及 び契約に関するときに限る。以下本条において同 じ。)</u> は、発注者が・・・	(不正行為等に該当した場合の発注者の解除権) 第39条 2 受注者は、受注者の全部又は一部が前項第1号 乃至第5号のいずれかに該当するときは、発注者 が・・・	No.411の質 問に対する 変更